

令和 4年 8月 4日  
(2022年)

業者各位

技術管理課

和歌山市単品スライド条項運用基準等の一部改正について

このことについて、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、和歌山市単品スライド条項運用基準等を一部改正したので、通知します。

## 1 主な改正内容

- (1) これまで、受注者の実際の購入価格と購入月の設計単価を比較し、安いほうの単価を採用していたところを、実際の購入価格が適当と示す書類を提出した場合は、実際の購入価格が高くても変更の単価として用いて請負代金額を変更することができることとした。
- (2) 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することができることとした。

## 2 適用日

令和4年8月4日以降に工事請負契約書第26条第5項に係る請求が行われたもの